

平成 25 年 7 月 11 日改訂

平成 27 年 3 月 26 日改訂

平成 28 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 3 月 12 日改訂

学位申請者（論文博士）のための手引き

長岡技術科学大学

学務課

目次

1. 論文博士の申請について	1
2. 学位論文等の提出部数	1
3. 学位論文審査手数料	1
4. 申請方法	2
5. 学位論文の作成要領	2
6. 学位申請書の記入要領	3
7. 論文概要の記入要領	3
8. 論文内容の要旨の記入要領	3
9. 論文目録の記入要領	3
10. 業績目録の記入要領	3
11. 履歴書の記入要領	4
12. 論文内容の要旨の公表（インターネット）	4
13. 長岡技術科学大学学則（抜粋）	5
14. 長岡技術科学大学学位規則	5
15. 長岡技術科学大学学位審査取扱規程	8

1. 論文博士の申請について

- (1) 本学では、本学大学院博士課程修了者のほか、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された方にも、『博士（工学）』の学位を授与することとしております。
- (2) 論文博士の申請資格は、次のとおりです。
- ① 本学大学院5年一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者
 - ② 学校教育法第83条第1項に定める大学卒業後原則として7年以上もしくは大学院博士課程の前期課程又は修士課程修了後原則として4年以上の研究歴を有する者
 - ③ 前号と同等以上の研究歴を有する者
- (3) 「論文博士の学位審査手順に関する申合せ」（平成16年4月1日学長決裁。以下「申合せ」という。）により、学位申請書の提出に先立ち、当該専攻又は分野が行う予備審査及び論文の剽窃の確認を経なければならないこととなっております。
- 詳細については、当該専攻主任等の指示に従ってください。

2. 学位論文等の提出部数

提出書類	提出部数	様式等
博士論文（1編）	1通	
学位申請書	1通	様式 1
論文概要（300字程度）	1通	様式 2
論文内容の要旨（2,000字程度）	1通	様式 3
論文目録	1通	様式 4
※業績目録	1通	様式 5
履歴書	1通	様式 6
※研究歴を証明する書類	1通	任意の様式
※最終学歴を証明する書類	1通	最終学校発行の卒業証明書等
博士学位論文の剽窃に係る届出書	1通	様式 7
学術情報リポジトリ登録許諾書（博士学位論文）	1通	様式 8

※ については、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した方が、退学後1年以内に学位を申請する場合は不要です。なお、これに該当する申請の場合は、事前に学務課教務係(Tel47-9246、9248)に連絡願います。

3. 学位論文審査手数料 57,000 円

学位論文審査手数料は、申請の際に銀行振り込みにより納めてください。

ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、か

つ、必要な研究指導を受けた上退学した方が、退学後1年以内に学位を申請する場合は不要です。

・振込先は次のとおりです。

第四北越銀行 大島支店 普通 497083

口座名義 長岡技術科学大学（ナガオカギジュツカガクダイガク）

なお、振込手数料につきましては、申請者様の負担でお願いいたします。

4. 申請方法

(1) 学位を申請する方は、所定の学位申請書に必要書類を添付のうえ、当該専攻主任の了承を得て学務課教務係に提出してください。その際、学位論文審査手数料も併せて納付してください。

なお、審査の都合上必要なときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の提出を求められることがあります。

(2) 学位の申請は、随時受け付けております。

(3) 不明な点がありましたら、学務課教務係（TEL 47-9246、9248）にお問い合わせください。

5. 学位論文の作成要領

(1) できるだけ、印刷製本（A4フラットファイルに綴るなど）したものとしてください。

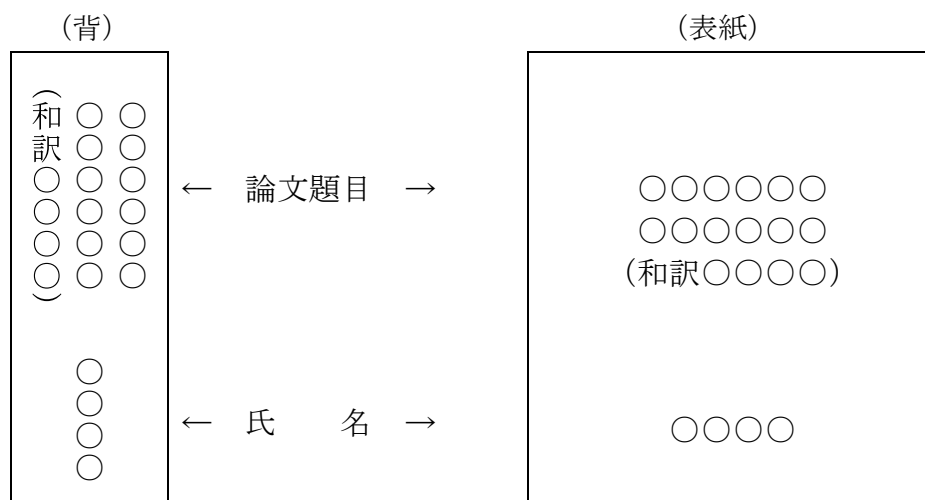
(2) 手書きによる場合は、黒インク等を使用し、楷書体で記入してください。

(3) ワードプロセッサ等を使用することは差し支えありません。

(4) 複製する場合は、長期保存に耐えうる複写方式を用いてください。

(5) 表紙と背に、論文題目及び氏名を記入してください。なお、論文題目が外国語の場合は、和訳を（ ）で付記しても差し支えありません。

〔学位論文表紙の作成例〕（A4フラットファイル）



(6) 学位論文審査に合格し、学位授与が決定されたら、学位論文全文を電子データ（PDF形式）でCD-ROM等に格納し、提出してください。手書き等により作成された場合でも同様です。

6. 学位申請書の記入要領

- (1) 参考として、他の論文を添付する場合は、その旨「9」として記入してください。
- (2) 学位申請書の提出にあたっては、当該専攻主任の確認印をもらってください。

7. 論文概要の記入要領

- (1) 和文（横書き、楷書体で、300字程度）又は英文（100語程度）とし、ワードプロセッサ等を使用してください。
- (2) 論文題目が外国語の場合は、和訳を（ ）で付記してください。

8. 論文内容の要旨の記入要領

- (1) 和文（横書き、楷書体で、2,000字程度）又は英文（500語程度）とし、ワードプロセッサ等を使用してください。
- (2) 論文題目が外国語の場合は、和訳を（ ）で付記してください。

9. 論文目録の記入要領

- (1) ※の欄は、学務課で記入します。
- (2) 作成年月日は、学位申請書提出の日付としてください。
- (3) 論文題目が外国語の場合は、和訳を（ ）で付記してください。
- (4) 「公表の方法及び時期」の欄には、すでに公表された論文の時期、題目、学会誌・学内誌・学術雑誌・単行本等の種類及び名称を記入してください。
また、まだ公表されていないときは、その予定を記入してください。
なお、共著（共同研究）の場合は、本人を含め著者順にその氏名を記入してください。
- (5) 参考論文が2編以上ある場合は、列記してください。
- (6) 公表の確認欄は記入しないでください。
- (7) 共著者（共同研究者）がいる場合に、審査の都合上必要なときは、同意承諾書（別紙様式）の提出を求めることがあります。その場合は、次の要領で記入してください。
 - ① 日付は、学位申請日以前の日付としてください。
 - ② 押印もれのないように留意してください。
 - ③ 共著者（共同研究者）が外国に在住しているときは、あらかじめ同意承諾書を取り寄せておいてください。
 - ④ 参考論文の共著者（共同研究者）については、同意承諾書を必要としません。
 - ⑤ 1通提出してください。

10. 業績目録の記入要領

- (1) ※の欄は、学務課で記入します。
- (2) 作成年月日は、学位申請書提出の日付としてください。
- (3) 著書・学術論文等別に、発行又は発表年月日順に列記してください。
なお、共著（共同研究）の場合は、本人を含め著者順にその氏名を記入してください。

1 1. 履歴書の記入要領

- (1) ※の欄は、学務課で記入します。
- (2) 日付は、学位申請書提出の日付としてください。
- (3) 学歴・研究歴・職歴等は、それぞれ年次順に記入してください。
- (4) 学歴は、高等学校（旧制の場合は中学校）以上の学歴について記入してください。
- (5) 生年月日は、日本人は和暦で、外国人は西暦で記入してください。
- (6) 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得して退学した者は、単位取得証明書1通を添付してください。
- (7) 研究歴は、研究場所及び研究事項を明記してください。大学教員等のように研究歴が職歴と重なる場合は、「研究歴及び職歴」として記入して差し支えありません。

1 2. 論文内容の要旨の公表（インターネット）

- (1) 大学は、学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表することとされています。
- (2) 本学では、学位論文の内容の要旨を含む博士論文データベースを本学の学術情報リポジトリに登録し公表しています。
- (3) 学位を授与されたときは、申請時に提出された学位論文の内容の要旨を上記(2)のとおりインターネット上で公表しますので学位論文の内容の要旨をCD-ROM等で提出して下さるようよろしくお願いします。

国立大学法人長岡技術科学大学学則（抜粋）

（学位の授与）

- 第70条 修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

国立大学法人長岡技術科学大学学位規則

（目的）

- 第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人長岡技術科学大学学則（以下「学則」という。）第47条及び第70条の規定に基づき、長岡技術科学大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

- 第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。
- 2 学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学 位	専攻分野の名称
学 士	工 学
修 士	工 学
博 士	工 学

（学位授与の要件）

- 第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。
- 4 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

（学位論文審査等の申請）

- 第4条 本学大学院の学生が、学位論文審査を申請する場合は、定められた期日までに、次の各号の一に該当する書類を学長に提出しなければならない。
- 一 修士の学位論文審査の申請にあつては、所定の学位論文審査申請書及び修士論文
- 二 博士の学位論文審査の申請にあつては、所定の学位論文審査申請書、博士論文、博士論文の内容の要旨及び論文目録
- 2 前項第1号に定める修士論文は、教授会の意見を聴いて、学長が適当と認めたときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができるものとする。
- 3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に博士論文、博士

論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料57,000円を添え、学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後1年以内に博士の学位論文審査の申請を行う場合にあっては、学位論文審査手数料は、要しない。

4 提出した学位論文等及び納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文等)

第5条 学位論文等は1編とし、修士論文又は特定の課題についての研究の成果は1通又は1件、博士論文は3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文又は研究の成果を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(審査付託)

第6条 学長は、第4条の規定による学位論文審査等の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託し、当該学位の授与について意見を聴くものとする。

(審査委員会)

第7条 教授会は、前条の規定による審査付託があったときには、工学研究科担当の教員3人以上で組織する審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に当たっては、教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文等の審査等)

第8条 審査委員会は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は第3条第4項に規定する本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を行う。

2 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査は、別に定める基準に基づき行う。

3 最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として、これに関連のある科目及び必要に応じ、審査委員会の指定する外国語科目について、口頭又は筆記により行う。

4 学力の確認は、口頭又は筆記による試験により行う。この場合において、審査委員会の指定する外国語科目を課する。

5 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後1年以内に博士の学位授与の申請を行ったときは、学力の確認に代えて最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、第4条第1項の規定による学位論文審査の申請にかかる学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を、原則として当該学生の在学期間内に終了するものとする。

2 審査委員会は、第4条第3項の規定による学位授与の申請にかかる博士論文の審査及び学力の確認を、当該申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、審査期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は学力

の確認が終了したときは、次の各号の一に該当する書類に、学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに教授会に報告しなければならない。

一 修士の学位にあっては、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査の結果及び最終試験の結果

二 博士の学位にあっては、博士論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、博士論文審査の結果及び最終試験の結果又は学力の確認結果の要旨

(学位授与の審議)

第11条 教授会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、その結果を学長に報告し、当該学位の授与について意見を述べる。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の意見を聴いて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告する。

(学位の取消)

第17条 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、教授会の意見を聴いて、学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位を授与された者がその名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取消すことがある。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、第3条第1項にあっては別紙様式第1、第2項にあっては別紙様式第2、第3項にあっては別紙様式第3、第4項にあっては別紙様式第4のとおりとする。

2 第3条第3項のうち学則第62条の2第1項に規定する卓越大学院プログラムにおけるグローバル

超実践ルートテクノロジープログラムコースを修了した者にあつては、別紙様式第5のとおりとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年2月9日規則第12号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条の博士論文については、令和4年8月修了予定者の学位論文審査から適用する。
- 3 令和4年3月31日に在学する者に授与する学位記の様式については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式 省 略

国立大学法人長岡技術科学大学学位審査取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人長岡技術科学大学学位規則（以下「規則」という。）第8条第2項及び第19条の規定に基づき、学位審査の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(学位論文審査等の申請)

第2条 規則第3条第2項に規定する修士の学位論文審査及び同条第3項に規定する博士（以下「課程博士」という。）の学位論文審査を申請する者は、指導教員の承認を得た上所定の学位論文審査申請書を当該専攻又は分野の専攻主任を経て学長に提出する。

- 2 規則第3条第4項に規定する学位（以下「論文博士」という。）の授与を申請する者は、所定の学位申請書を当該分野の専攻主任を経て学長に提出する。
- 3 第1項の学位論文審査申請書の提出期日は、修了時期ごとに指定する日とする。
- 4 第2項の学位申請書は、随時提出することができる。

(学位論文等の提出)

第3条 修士の学位論文審査申請書を提出した者は、定められた期日までに、指導教員の承認を得た上専攻主任を経て学長に次表に掲げるものを提出する。

学位論文又は特定の課題についての研究の成果	1通又は1件
論文概要又は特定の課題についての研究の成果の概要（300字程度）	1通
論文内容の要旨又は特定の課題についての研究の成果の内容の要旨（1000字程度）	1通

- 2 課程博士の学位論文審査申請書を提出した者は、定められた期日までに指導教員の承認を得た上専攻主任を経て学長に、また、論文博士の学位申請書を提出した者は、提出と同時に専攻主任を経て学長にそれぞれ次表に掲げるものを提出する。

	課程博士	論文博士
学位論文	1通	1通
論文概要（300字程度）	1通	1通
論文目録	1通	1通
論文内容の要旨（2,000字程度）	1通	1通
履歴書	1通	1通
博士学位論文の剽窃に係る届出書	1通	1通
学術情報リポジトリ登録許諾書	1通	1通

業績目録	—	1 通
研究歴を証明する書類	—	1 通
最終学歴を証明する書類	—	1 通

(論文博士の申請資格)

第4条 論文博士の学位を申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本学大学院5年一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者
- 二 学校教育法第83条第1項に定める大学卒業後原則として7年以上及び大学院博士課程の前期課程又は修士課程修了後原則として4年以上の研究歴を有する者
- 三 前号と同等以上の研究歴を有する者

(研究歴)

第5条 前条の研究歴とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 大学の専任職員として研究に従事した期間
- 二 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
- 三 その他学長が教授会の意見を聴いて前2号と同等以上と認める期間

(審査委員会の構成)

第6条 規則第7条に規定する審査委員会は、学位論文審査等の申請ごとに設置し、主査1人及び副査2人以上の審査委員をもって構成する。

- 2 主査は当該専攻又は分野を担当する教授とする。ただし、学長が教授会の意見を聴いて特に必要があると認めたときは、当該専攻又は分野を担当する准教授とすることができる。

(審査委員候補者)

第7条 専攻主任は、学位論文審査等の申請を受理したときは、次により審査委員候補者を選考し、当該候補者について専攻会議の承認を得た上その名簿（以下「審査委員候補者名簿」という。）を学長に提出する。

- 一 修士にあつては指導教員を含め3人以上
- 二 課程博士にあつては指導教員を含め5人以上
- 三 論文博士にあつては5人以上

- 2 前項の審査委員候補者の中には、副査候補者として他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(審査委員の指名)

第8条 学長は、審査委員候補者名簿に基づいて教授会に審議を行わせ、その意見を聴いて、規則第7条に規定する審査委員会の審査委員として主査及び副査を指名する。

(審査委員の変更)

第9条 指名された審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、審査委員を変更することができる。

(学位論文等発表会)

第10条 当該専攻又は分野

の専攻主任は、学位論文審査等のため提出された学位論文又は特定の課題についての研究の成果について学位論文等発表会（以下「発表会」という。）を開催する。

- 2 審査委員は、前項の発表会に出席する。

(学位論文等の審査基準)

第 11 条 規則第 8 条第 2 項に規定する修士論文に係る審査の基準は、次のとおりとする。

テーマ設定の適切性	論文のテーマ設定が適切であり、問題意識が明確であること。
学術的貢献	工学及び技学（現実の多様な技術対象を科学の局面からとらえ直し、それによって技術体系を一層発展させる技術に関する科学をいう。以下同じ。）のこれまでの成果を十分に踏まえ、かつ、論文のテーマに合った論理的考察を含み、その内容が工学及び技学に貢献する独創的な内容であること。

論述の適切性	論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで一貫した論理構成になっており、実験結果等と分析・考察とが整合性を持っていること。
--------	------------------------------------------------------------------------------

2 規則第 8 条第 2 項に規定する特定の課題についての研究の成果に係る審査の基準は、課題の特性を考慮した上で、前項の基準に準じるものとする。

3 規則第 8 条第 2 項に規定する課程博士及び論文博士の論文審査に係る審査の基準は、次のとおりとする。

テーマ設定の適切性	論文のテーマ設定が適切であり、論文作成の意図及び問題意識が明確であること。
学術的貢献	工学及び技学のこれまでの成果を十分に踏まえ、かつ、論文のテーマに合った十分な論理的考察を含み、その内容が先導的技術を生み出す工学及び技学の発展に寄与する独創的な内容であること。
論述の適切性	論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで一貫した論理構成になっており、実験結果等と分析・考察とが整合性を持っていること。

（最終試験）

第 12 条 規則第 8 条第 3 項に規定する修士及び課程博士の最終試験は、次の方法によって行う。

一 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として、これに関連ある科目についての口述又は筆記試験

二 修士課程又は博士課程修了相当の外国語の能力の有無を判定するため、審査委員会の指定する外国語についての口述又は筆記試験

2 前項第 1 号の最終試験は、発表会をもって代えることができる。

（学力の確認）

第 13 条 規則第 8 条第 4 項に規定する論文博士の学力の確認は、次の方法によって行う。

一 学位論文の内容に関して、これに関連ある科目についての口述又は筆記試験

二 博士課程修了相当の外国語の能力の有無を判定するため、審査委員会の指定する外国語の能力についての口述又は筆記試験

三 前 2 号に掲げるもののほか、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための口述又は筆記試験

2 前項第 1 号の学力の確認は、発表会をもって代えることができる。

（審査結果の報告）

第 14 条 審査委員会は、規則第 10 条に規定する教授会への審査結果の報告に当たっては、専攻会議の議を経て行うものとする。

(学位授与の審議)

第 15 条 教授会は、規則第 11 条に規定する学位授与の審議に当たっては、必要に応じ、審査委員の出席を求めることができる。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、学位審査の取扱いに関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

附 則 (令和 4 年 2 月 9 日規程第 1 1 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 の表に掲げる提出書類については、令和 4 年 8 月修了予定者の学位論文審査から適用する。